

# 公 募 公 告

令和8年2月18日

島根あさひ社会復帰促進センター長 中 間 篤 則

島根県浜田市旭町丸原380番地15に所在する島根あさひ社会復帰促進センター外来診療所を使用しての眼科診療を行う事業者の募集につき、下記のとおり公告する。

## 記

### 1 公募に付する事項

島根あさひ社会復帰促進センター外来診療所を使用しての眼科診療

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 優良な運営を実施できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信頼度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

### (5) 申請資格

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及び上記イからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 応募に関する事項

#### (1) 説明資料の交付及び問い合わせ先

島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター経理課用度係

電話 0855-45-8171 (内線1101)

#### (2) 交付期間

令和8年2月18日(水)から同年3月4日(水)

午前9時から午後5時までの間

### 4 企画提案書等の提出期限

令和8年3月6日(金)午後5時までに上記3(1)に提出すること。

### 5 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する資格のない者の企画提案書等は無効とする。